

事調第 1185 号
令和6年(2024年)2月20日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部長
公益財団法人北海道農業公社
農村施設部設計審査課長
(一社)北海道農業建設協会会長
(一社)北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

「令和6年度設計業務委託等技術者単価の適用及び令和6年工事設計労務
単価に係る特例措置」に関する事務手続について

令和6年度設計業務委託等技術者単価及び令和6年工事設計労務単価については、
「令和6年度設計業務委託等技術者単価の適用及び令和6年工事設計労務単価の適用
に係る特例措置について」(令和6年(2024年)2月20日付事調第1184号農政部長
通知)により通知したところですが、次のとおり事務手続を定め各(総合)振興局長
に通知したので、お知らせします。

記

1 業務委託料の変更請求に係る事務手続手順

- (1) 支出負担行為担当者は、受託者に対し本特例措置に基づいた対応が可能である
こと、その内容及び請求方法等について別記第1号様式により通知するとともに
業務担当員にその旨を別記第2号様式により通知する。
- (2) 受託者は、本特例措置を適用し業務委託料変更請求を行う場合は、業務委託
料変更請求書(別記第3号様式)により業務担当員を経由して支出負担行為担
当者に提出する。
- (3) 業務担当員は、業務委託料変更請求書の提出があった場合は支出負担行為担
当者に別記第4号様式により進達するとともに、業務委託料の変更額について
算出し、別記第5号様式により上申する。

(4) 支出負担行為担当者は、(3)の上申があった場合は、業務委託料の変更について建設工事事務取扱標準様式(昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。)第54号様式を準用して決定し、受託者に対して標準様式第55号様式を準用し業務委託料の変更について協議するとともに、業務担当員にその旨を標準様式第56号様式を準用し通知する。

(5) 受託者は、(4)の協議に係る業務委託料の変更について承諾する場合は、変更契約書(標準様式第39号様式準用)に記名押印し、業務担当員を経由し支出負担行為担当者へ提出する。

2 事務手続フロー

別紙「令和6年度設計業務委託等技術者単価及び令和6年工事設計労務単価の適用に係る特例措置に係る事務手続フロー」による。

調整係 主査 (事業契約)

TEL 011-231-4111 (27-168)

設計積算係 主査 (システム)

TEL 011-231-4111 (27-183)